

○茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例

平成7年7月1日

条例第14号

改正 平成8年12月20日条例第30号

平成10年3月26日条例第11号

平成11年12月22日条例第24号

平成14年3月27日条例第8号

平成18年3月24日条例第9号

平成18年9月29日条例第38号

平成18年12月21日条例第48号

平成19年3月26日条例第8号

平成20年3月19日条例第10号

平成20年3月19日条例第11号

平成20年10月1日条例第30号

平成25年6月28日条例第27号

平成26年10月1日条例第45号

平成27年7月1日条例第36号

平成28年3月29日条例第5号

平成29年6月30日条例第28号

平成30年7月2日条例第35号

令和元年6月25日条例第8号

令和5年3月28日条例第3号

注 平成10年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業した日又は中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日(中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後において、卒業又は修了以前から継続

して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日若しくは修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、18歳に達する日の属する月の末日とする。)までにある者をいう。

- 2 この条例において「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- 3 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - (2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者
 - (3) 第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 この条例にいう「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。
- 5 この条例において「医療費」とは、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額)をいう。

(平10条例11・平11条例24・平14条例8・平18条例9・平18条例48・平19条例8・平20条例10・平25条例27・平27条例36・平28条例5・平29条例28・令元条例8・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、茅ヶ崎市の区域に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療(児童以外の小児にあつては、入院に係る医療)に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている小児

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている小児
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療を受給している小児
- (4) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児
(平10条例11・平14条例8・平18条例38・平18条例48・平20条例11・平20条例30・平25条例27・平26条例45・平27条例36・平29条例28・平30条例35・令元条例8・令5条例3・一部改正)

(助成の範囲)

第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者(国民健康保険法による場合には、世帯主)その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額を助成する。

(平29条例28・令元条例8・令5条例3・一部改正)

(助成の方法)

第5条 児童の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

3 児童以外の小児の医療費の助成は、市長が助成する額を対象者に支払うことにより行う。

(平10条例11・平25条例27・平29条例28・一部改正)

(医療証の交付)

第6条 児童の医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(平10条例11・平25条例27・平29条例28・一部改正)

(届出義務)

第7条 対象者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(平 10 条例 11・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第 8 条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 9 条 小児に係る医療給付の原因が第三者の行為によるもので、損害賠償がなされた場合には、当該賠償額の範囲においてこの条例による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第 10 条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 25 条例 27・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成 8 年条例第 30 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、同日以後に係る医療に関する給付について適用する。

附 則(平成 10 年条例第 11 号)

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、同日以後に係る医療に関する給付について適用する。

附 則(平成 11 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 8 号)

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、同日以後に係る医療に関する給付について適用する。

附 則(平成 18 年条例第 9 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 38 号)抄

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 3 第 5 条及び第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 48 号)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 10 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関する手続については、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 20 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 27 号)

- 1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関する手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 26 年条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 36 号)

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関する手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 28 年条例第 5 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 28 号)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関する手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成 30 年条例第 35 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例第 3 条第 3 項各号列記以外の部分の規定は、同項各号に定める所得が平成 30 年以後の所得である場合について適用し、同項各号に定める所得が平成 29 年以前の所得である場合については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第 8 号)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行により新たに対象者となる者に係る医療証の交付に関する手続については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則(令和5年条例第3号)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。